一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会

謝金支払い規程

（目的）
第 1 条 この規程は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

（謝金の対象となる事業）
第 2 条 謝金の対象となる事業は、理事会において決定する。

（謝金対象者）
第 3 条 謝金の対象者は、この法人の役員、強化スタッフ、強化指定選手、外部講師、審判員、ボランティアスタッフ、通訳者、医師等、事業を遂行する上で必要な人員とする。

（謝金の単価）
第 4 条 謝金の支給対象者および単価は、別表に掲げる通りとする。ただし、単価は上限であり、予算等を考慮し理事会の決定によって減額できる。
※時間単価を適用する場合の支払単価は1時間とし、端数については、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は1時間とみなす。また、1日の上限は8時間までとする。なお、8時間を超える場合は1日単価を適用する。

（支払方法）
第 5 条 謝金は支給対象者本人に対して支払い、本人名義の銀行口座への振込を原則とする。

（源泉徴収）
第 6 条 本法人は法令の定めるところに従って源泉徴収を行い、謝金額から差し引いた金額を支給対象者に支払う。

（その他）
第 7 条 別表の規程に関わらず特別な事情がある場合は、理事会の議をもって支給金額を決めることが出来る。

（規程の改廃）
第 8 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

【別表】

対象者	1時間あたり	1日あたり
法人役員	3,750 円	30,000 円
強化スタッフ	3,750 円	30,000 円
強化指定選手	3,750 円	30,000 円
トレーナー	3,750 円	30,000 円
外部講師	15,000 円	60,000 円
大会役員	1,500 円	12,000 円
審判員	3,750 円	30,000 円
ボランティア・支援スタッフ等	1,500 円	12,000 円
通訳者	12,500 円	100,000 円
医師	6,250 円	50,000 円
対象者	400 字・200 ワードあたり	-
原稿執筆者	6,000 円	-
翻訳者（日本語→外国語）	6,000 円	-
翻訳者（外国語→日本語）	4,000 円	-

＜上記の金額には消費税を含む＞

附 則
1 この規程は、2017 年 3 月 17 日から施行する。
2 2017 年4月1日改定
3 2025 年4月1日改定